

環境未来都市評価・調査検討会 設置要綱（案）

（設置）

1. 内閣官房に環境未来都市評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（任務）

2. 検討会は、環境未来都市の透明性・公平性・中立性を高めるため、環境未来都市の選定基準の検討、環境未来都市の選定案の作成に資する客観的評価及び環境未来都市の選定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い担当大臣に助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）検討会は、学識経験者等のメンバーで構成する。
（2）座長は構成員が互選する。

（招集）

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 検討会の庶務は、内閣官房地域活性化統合事務局において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。